

関係法令(抄)

○ 神奈川県立の総合職業技術校に関する条例

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、総合職業技術校の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

○ 職業能力開発促進法

(公共職業能力開発施設)

第16条

1～3 (略)

4 国は、第一項の規定により設置した障害者職業能力開発校のうち、厚生労働省令で定めるものの運営を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとし、当該厚生労働省令で定めるもの以外の障害者職業能力開発校の運営を都道府県に委託することができる。

5 (略)